

広島県告示第八百十七号

次の病院の開設者から、救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条の規定による救急業務に関し協力する旨の申出が撤回された。

平成十九年八月二日

広島県知事 藤 田 雄 山

名 称	所 在 地
医療法人社団中川会中川脳神経外科病院	呉市三条一丁目三番一四号